

小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託仕様書

本仕様書は、「小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託」の受託候補者を公募するに当たり、必要となる基本的な事項について定めるものである。

これによらず優れた提案により、本事業の効果促進が見込まれる取組等については、仕様書に反映することとする。業務の詳細については、受託候補者と双方で協議して定める。

1 業務名

小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託

2 業務目的

公共交通不便地域の解消と持続可能な公共交通の新たな組み合わせを検証するに当たり、市民の細やかな移動ニーズに応える新たな交通サービスとして、A I オンデマンド交通の実証運行を実施し効果を検証する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(1) 実証運行準備期間 契約締結日から実証運行開始日の前日まで

(2) 実証運行期間 令和8年11月から令和9年3月31日まで

※実証運行の開始日は、運行に係る手続き等を考慮し、双方協議の上、決定する。

4 業務内容

受注者は、A I等の技術を活用した配車システムによるオンデマンド交通の実証運行を実施するため、必要なシステムの構築等を行い、そのシステムに合わせ、実際の運行を行う。

(1) A I オンデマンド交通システムの構築

ア システム概要

- (ア) 効率的な運行ルートを即時に作成するデマンド型乗合予約システムであり、クラウド型システムにて構築されていること。
- (イ) 電話予約とオンライン予約の双方を可能とするため、コールセンター用の機能を有すること。
- (ウ) システムに蓄積された利用者データ・乗降データ・運行データの確認ができ、更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できること。
- (エ) 乗降場所は発注者の意向や住民ニーズに合わせた追加・削除・利用制御ができるシステムとすること。
- (オ) 運賃収受は現金を必須とし、その他の支払方法については提案によるものとする。
- (カ) 個人情報を適切に保護できるシステムとすること。

イ システムに係る要件

発注者が指定した期間及び時間で電話またはインターネットにより乗車予約を受け付け、即時に出発予定時刻と場所、到着予定時刻と場所を利用者に通知できるシステムであること。

先の予約成立後から新たな予約が発生した場合は、即時に自動で可能な限り乗り合いを成立させるアルゴリズムを有し、効率的な運行の支援ができるものであること。

(ア) 予約・配車・運行管理に関わる基本機能(オンデマンド配車システム)

- I A I を活用した効率的な自動配車、自動ルート生成、運行指示を可能としたシステムとすること。
- II 利用者の情報（氏名、生年月、住所、連絡先等）が登録・管理できること。
- III 電話予約とオンライン予約の双方が可能であること。
- IV 事前予約、即時予約の双方の機能を有し、利用者が選択できること。
- V 予約完了時に利用者に対して、予約受付に関する通知ができる機能を有すること。また、その通知の際に、利用時における安全上の注意喚起を行うことができる機能を有すること。
- VI 予約が成立しない場合は、成立しない理由を明示するとともに、予約が可能な時間の目安を表示する機能（予約が成立しない場合に限らず、予約時に空いている時間帯が確認できる機能でも可）を有すること。
- VII 運賃の設定については、運行区域の中でエリアを設定し、エリア内の運行は〇円、エリアを超えるごとに加算することが可能であること。

(イ) 利用者向け機能

- I 予約の確定、状況確認、キャンセルができること。また、乗降地点の確認ができること。
- II 乗車人数、乗車または降車希望時間を任意に指定することができること。
- III ウェブやスマートフォンによる予約画面は、高齢者でも直感的にわかりやすく、操作性に優れたものであること。
- IV メンテナンス時間を除き、365日24時間利用可能なこと。

(ロ) 運転手向け機能

- I 運転手に対するナビゲーション機能を有すること(利用者の乗降地点及び運行ルートの表示など)。
- II 予約発生時に運転手に通知する機能を有すること。
- III 運行に必要な利用者に関する情報を表示する機能を有すること
- IV 運転手から予約者への連絡（電話や簡易的なテキストメッセージの送受信等）が容易にできること（コールセンターを経由しての連絡も可とする）。
- V オンライン回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
- VI 運転手毎に休憩時間を含むシフト登録が可能であること。

(エ) 管理者向け機能

- I 指定のURLにアクセスすることで必要な機能が利用できること
- II リアルタイムで運行状況を確認できること。
- III 運行車両の予約状況を確認できること。
- IV 予約情報の登録、削除ができること。
- V 地図上で乗降地点の位置の確認及び地点の追加・削除・利用制御ができること。

(2) AI オンデマンド交通の実証運行

ア 運行日時

令和8年11月から令和9年3月31日までの間で毎日運行とする。
運行開始日は、発注者と協議の上決定する。

イ 運行時間

9時00分～17時00分

ウ 運行区域及び乗降地点（※詳細はP7、8参照）

前羽地区、下中地区（区域外乗降場所 国府津駅、山近記念総合病院）

エ 運行車両・台数

7～10人乗りミニバンタイプ・3台（予備車両1台含む）

オ 運行方式

利用者の予約に応じて運行し、設定した乗降場所にて乗降可能とする。
また、予約状況により、相乗り運行を行う。

カ 運行事業者

小田原市内を営業区域として許可を受けたタクシー事業者または本市を運行するバス路線を有するバス事業者であり、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく区域運行又は同法第21条に基づく実証運行での実施が可能であること。

また、(2)エ 運行車両・台数について用意ができること。

運行事業者の業務は、車両・運行・運賃の管理を基本とする。

キ 運行手続き

運行事業者は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第21条に基づく許可など、実証運行を開始するための必要な手続きについて、実証運行開始までに遅延無く確実に行うものとする。なお、実証運行開始後に運行内容に変更等が生じた場合についての手続きも同様とする。

(3) コールセンターの設置・運用

電話での受付体制を構築し、オペレーターによる管理者システムへの手動登録ができるシステムであること。なお、電話での予約は運行日のみとして、運行開始時刻（午前9時）から運行終了時刻（午後5時）までとする。また、コールセンターの電話番号は原則、本業務専用の番号を用意すること。

(4) 利用促進に向けた支援

受注者は、発注者と協議の上、利用者を増加させるため、次に示すような説明会や広報活動を行うものとする。

ア 住民説明会・意見交換会

運行開始前の住民に対する説明会や、運行開始後のアンケート調査、運用改善に資する意見交換会等の企画・運営を実施すること。

イ パンフレット制作・印刷

乗降場所や利用方法等を掲載したパンフレットのデザイン制作及び印刷を行うこと。なお、パンフレットの印刷部数は4,000部程度を想定している。

また、パンフレットは発注者で増刷することを考慮し、印刷に必要なデータは速やかに発注者に引き渡すものとする。

ウ 乗降スポットに設置する案内表示のデザイン製作及び作成、維持管理

乗降スポットに設置する案内表示（ポスター、路面表示、案内スタンド）を作成し、設置すること。設置後、劣化等により再設置が必要となった場合は対応すること。

エ 車両掲示マグネットデザイン制作・作成

運行車両に掲示するマグネットシート等のデザイン制作及び作成を行うこと。

なお、掲示するマグネットシートは車両1台につき前面用1枚、側面用2枚以上とする。

オ 市ホームページの作成支援

市のホームページにおいて、利用方法や乗降場所および実証内容に関するホームページを作成することから、掲載する内容や必要となる資料の提案及び作成等を行うこと。

カ PR活動

業務期間中は、認知度向上のため、継続したPR活動を行うこと。なお、実証運行を開始する際は、報道機関等を集めるなど、効果的なPR活動を行うこと。

(5) 運行における効果検証及び改善に対する支援

運行実績より抽出される各種データや地域住民等の意見を踏まえ、効果検証を行い、その結果に基づく運行の効率化や改善に対する支援を行うこと。

(6) 他公共交通機関への影響等の検証

実証運行による他公共交通機関への影響などの検証を行うこと。

(7) 小田原生活交通ネットワーク協議会での協議や報告に関する支援

小田原生活交通ネットワーク協議会での協議や報告の際に必要な資料の作成や説明等について支援を行うこと。

(8) 国補助における実績報告支援

国の「交通空白」解消緊急対策事業の活用を予定していることから、同事業の活用にあたって必要となる事業の進捗報告（2か月に1回程度）、完了実績報告に必要な資料の作成支援を行うこと。

(9) 運行事業者の車載端末の操作説明講習等

システムの導入に加え、運行事業者へ乗車受付端末及び車載端末システム利用についての操作説明講習を実施すること。

なお、システム利用に必要な機材等については、運行事業者と協議の上で車両へ設置するとともに、運行事業者へ操作方法の研修等を実施し、運行開始日までに万全な運行体制が構築できるようにすること。

(10) システム及び車載端末の運用保守・管理

ア 運用保守を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、発注者からの問い合わせに対応する一元的な担当窓口を設けること。

イ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告するとともに、利用者の画面に障害が発生している旨の表示をすること。

ウ システムで利用するアプリ・ブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は速やかに必要な対応を行うこと。

エ システムの利用に当たっては、IDとパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。

オ システム操作履歴等の各種ログを保持した上で、必要な時に確認できること。

カ システムへの不正アクセスに対して適切な対策を講じてセキュリティを高め、必要に応じて発注者に連絡する体制を整えること。

(11) 緊急時の対応及び損害賠償

天災、交通事故その他やむを得ない理由により、本業務の実施に支障が生じ、又は生じる恐れがあるときは、事業者において適切な処置を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。

また、利用者が、利用中に生命及び身体を害したとき、又は害する恐れがあるときは、直ちに適切な処置を講じるとともに、発注者に連絡すること。万が一、事故等が発生した際は、詳細がわかる報告書を提出すること。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(12) 利用実績の報告

当該月の運賃収入、利用乗客数等の実績をメール等の方法により、翌月中旬までに発注者に報告するものとする。また、発注者からの請求に応じて、運賃収入、利用乗客数等の実績に関する速報値をすみやかに提出すること。

(13) 成果品の提出

受注者は以下の成果品を発注者に提出すること。

ア 実証運行開始1か月前まで

サービス説明書、システム設定書、利用者や運転手用アプリのマニュアル

イ 運行開始後毎月

利用登録状況や予約状況、運行実績がわかるデータ

ウ 業務完了時

乗車人員や運行に関する実績報告

本事業の実施に当たり、作成した成果品一式

(14) その他

受注者は、乗降場所および運行の安全性担保に努めること。

5 個人情報保護について

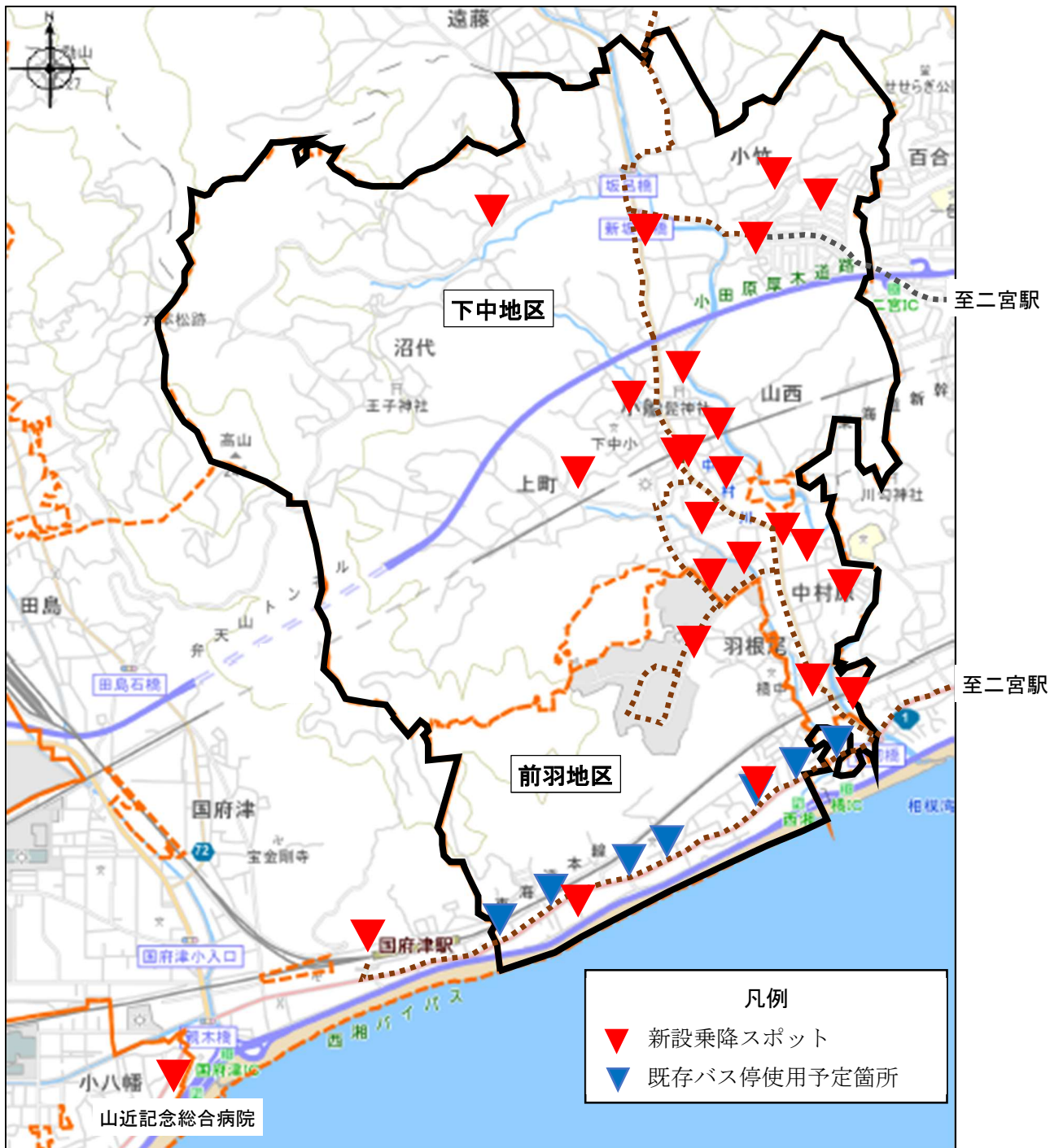
「個人情報の保護に関する法律」を遵守して業務を行うこと。

6 その他

- (1) 受注者は、関係法令を遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 発注者が必要に応じて行う周知・広報活動や、利用実態等の調査の実施に協力すること。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (4) 本仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定することとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者で協議の上で実施について調整するものとする。

■ A I オンデマンド交通実証事業 運行区域・乗降スポット箇所 (案)

【運行区域：東西 2.5km×南北 3km 程度】



■乗降スポット一覧（予定）

	スポット名	案内表示		スポット名	案内表示
1	国府津駅	スタンド	17	中村原公民館	ポスター
2	西前川※	ポスター	18	ファミリーマート（中村原店）	ポスター
3	前川※	ポスター	19	中村原分譲住宅	ポスター
4	前羽福祉館	ポスター	20	ふれあい広場	ポスター
5	近戸神社※	ポスター	21	上町公民館（路上）	ポスター
6	小学校前※	ポスター	22	JA かながわ西湘（下中支店）	ポスター
7	町屋※	ポスター	23	たかまクリニック	ポスター
8	町屋公民館	ポスター スタンド	24	小船森公園（路上）	ポスター
9	橋インター入口※	ポスター	25	たちばなこども園（路上）	路面シール
10	押切・塔台橋※	ポスター	26	下中老人憩いの家	ポスター
11	セブンイレブン（中村原店）	ポスター	27	セブンイレブン（小竹店）	ポスター
12	しまむらストアー	スタンド	28	明澤児童館	ポスター
13	橋タウンセンターこゆるぎ	ポスター	29	橋団地公民館	ポスター
14	中村原（路上）	路面シール	30	さつきが丘（路上）	ポスター
15	中村原（路上）	スタンド	31	小田原橋共同住宅団地集会所横（路上）	ポスター
16	幸楽苑（路上）	路面シール	32	山近記念総合病院	スタンド

※既存バス停

案内表示

- ・ポスター 32 か所（バス停は2か所で計上）
- ・スタンド 5 か所
- ・路面シール 3 か所

※既存バス停の使用に当たっては、公安委員会の所定の手続きを経て、使用の可否が決定することから、乗降スポットの箇所は現時点での想定となる。

※スタンドは、市で4つ保有しているため、1つ用意するとともに、スタンドに貼付するポスターを用意すること。

サインスタンド（イメージ）

